

(参考 1) 文化庁の移転に係る経緯について

1. 経緯

- 平成 26 年 12 月 27 日 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(閣議決定)
- 平成 27 年 3 月～ 8 月末 「政府関係機関の地方移転」の提案募集
京都府が文化庁の移転を提案
- 平成 28 年 3 月 22 日 「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 平成 28 年 4 月 26 日 文化庁移転協議会(第 1 回)
(構成員) 内閣官房, まち・ひと・しごと創生本部事務局, 文部科学省・文化庁, 京都府, 京都市
(オブザーバー) 内閣人事局, 財務省
- 平成 28 年 7 月 11～24 日 文化庁が京都で ICT 実証実験を実施
- 平成 28 年 8 月 25 日 文化庁移転協議会(第 2 回)
「文化庁の移転の概要について」取りまとめ
- 平成 28 年 9 月 1 日 「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」
(まち・ひと・しごと創生本部決定)
- 平成 28 年 12 月 19 日 文化庁移転協議会(第 3 回)
「文化庁の移転について」取りまとめ

2. 文化庁の移転の進め方

「文化庁の移転について」(平成 28 年 12 月 19 日文化庁移転協議会)より抜粋

文化庁の移転は京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら、文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、移転の概要等に基づき、次の①から③のとおり計画的・段階的に進めていく。

- ① 本年 7 月に実施した ICT 実証実験及び②で述べる先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 関西・京都地域の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うとともに、本格移転の準備を関係部署と共同して進めるため、平成 29 年度から文化庁の一部を先行的に移転する。
- ③ ②と並行して、全面的な移転という方針を踏まえつつ、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出することとする。これにより新たな政策ニーズに対応できる新・文化庁の執行体制を構築するとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、東京及び京都で運用を開始する。

その上で、最終的には、京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に全面的な移転を実施することとする。